

議案第 30 号

財産区有財産の処分について

下記の宮島財産区有財産を処分することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 処分財産の明細  
別紙のとおり

2 相手方  
京都府南丹市美山町島島野2番地  
島区  
代表者 区長 山内 博文

3 方法  
無償譲渡

4 無償譲渡する理由  
当該土地については、以前より島区が使用収益を行ってきた土地であり、同区からの要望により当該土地を無償で譲渡するものである。

令和 8 年 3 月 23 日提出

宮島財産区管理者  
南丹市長 西村 良平

別 紙

所 在	地 番	地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )	摘 要
南丹市美山町島須麦谷	1 番 16	保安林	62,479	
	1 番 18	保安林	49,586	
	1 番 24	保安林	247,537	
	1 番 28	山林	158,677	
南丹市美山町島英サ山	1 番 5	山林	24,793	
	1 番 8	山林	24,793	
合 計	6 筆		567,865	